（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
（権利義務の譲渡等の禁止）
第２条　受注者は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
（検査及び引渡し）
第３条　受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に届け出るものとし、納入場所において、発注者の検査を受けなければならない。
２　発注者は、前項の届出があった日から１０日以内に、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。
３　受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、直ちに自己の負担で現品を取り替え、発注者にその旨を届け出て再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
４　検査又は再検査に合格したときをもって、発注者に当該物品の引渡しがあったものとする。
（売買代金の支払）
第４条　受注者は、前条第４項の規定による物品の引渡し後、書面をもって売買代金の支払を請求するものとする。
２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に売買代金を支払わなければならない。
３　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（危険負担）
第５条　第３条第４項の規定による物品の引渡し以前に生じた当該物品の滅失、き損その他の損害については、それが発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者の負担とする。
（契約不適合責任）
第６条　発注者は、引渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の取替等又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（1）履行の追完が不能であるとき。
（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（3）物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（4）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても納品の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（契約不適合責任期間等）
第６条の１　発注者は、引渡された物品に関し、第３条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
７　発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
（履行遅延による損害金等）
第７条　受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間満了までに物品を完納することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完納する見込みがあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
２　前項の損害金の額は、未納部分に相応する売買代金につき、延長前の履行期間満了の日から納入の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額とする。
３　発注者の責めに帰すべき理由により、第４条第２項の規定による売買代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、約定期間満了の日から売買代金支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。
（契約の解除）
第８条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
⑴　その責めに帰すべき理由により履行期間満了までに物品を納入する見込みがないと認められるとき。
⑵　契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。
⑶　正当な理由がないのに、発注者の指示に従わないとき。
⑷　第２条の規定に違反したとき。
⑸　前４号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
⑹　正当な理由がないのに、契約の解除を申し出たとき。
⑺　受注者が次のいずれかに該当するとき。

① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用す　るなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協　力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 下請契約、その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ 受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約、その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２ 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入された物品があるときは、当該物品を検査の上、当該検査に合格した物品に相応する売買代金を受注者に支払うものとする。

３ 受注者は、第１項の規定により契約が解除された場合において、売買代金の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４ 発注者は、受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（費用の負担）

第９条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

（賠償金等の徴収）

第10条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金の支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、その追徴する額につき、支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の延滞金を受注者から徴収する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

⑵ 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（疑義の解決）

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。